

石綿の粉じんが常時さらされていた」と労基署が推認したことによって、曝露期間の問題をクリアしたということになる。

「アスベスト協定」を締結しても、なお会社は「粉じん作業」を限定的にとらえ、その対象者の範囲を狭めようとしている中で、今回の認定が今後に与える影響は決して小さくない。川崎工場での作業全般が、「粉じん発生源から発散する粉じん」に曝露する範囲で行なわれる作業であったことを労働基準監督署が推認し、Sさんのアスベスト曝露の期間は10年以上と認めたのである。

時効直前の遺族補償請求から約4か月。アスベストによる健康被害が社会的に大きく取りざ

たされている時期とはいえ、わずかな期間で給付決定がなされたことは、驚きだった。

60歳の若さで亡くなったSさん、そのご遺族の無念の気持ち、2人の良心的な医師の連携、中皮腫で亡くなった高橋さんをはじめアスベスト曝露による多数の犠牲者を生みながら、粘り強い取り組みを続けてきた共闘労組の闘いが、Sさんの労災認定につながったと思う。この取り組みで得た貴重ないくつかの教訓を共有化し、アスベスト被害の掘り起こしの今後の活動に役立



ていくことが必要だ。  
(日本板硝子共闘労組川崎支部ニュースより編集部責任で一部改変)

Nさん宅に向き、全造船日本鋼管分会および神奈川労災職業病センター立ち会いの元に焼香し、代表者による謝罪と、石綿による健康被害状況をインターネットで公表することや上積み補償請求手続きの説明を行った。

NさんもKさんも日立造船には10年程しか在籍していないが、勤務年数に関係なく、上積みを支給したことについては一定の評価ができる。

このような闘いの結果、退職後の労災上積み補償制度が造船大手で広がってきたが、タイムラグと各社の考え方の違いから格差が出てきている。さらに、下請け労働者については、労災認定はともかく、企業責任を全く認めようとしな

い。また問題は、労災時効になった人に対する対応だ。労災保険では時効でも、アスベスト新法によって仕事が原因と判断された場合の企業責任はどうかという点である。

川崎重工は、時効の場合でも制度を適用する可能性があるとした。日立造船は、全造船日本鋼管分会との交渉の中で左記の手紙を時効の遺族に出しており、注目すべき点である。

全造船労組は今後、各地のセンターと連携して、下請け労働者を含む造船産業の被災者について企業責任を追及するなど「隙間のない救済」を実現するため、意見交換と課題検討の場を計画中である。



(神奈川労災職業病センター)

## 造船大手が労災上積み補償

### 全国●決定的だった労組の役割

造船産業で働く労働者の石綿被害が顕著になってきた。全造船機械労働組合によるアスベスト・ホットラインなどを通じ、元従業員から相談が各地のセンターに寄せられている。

造船大手でも同様であるが、企業補償をめぐる、ここ数年の取り組みの中で変化が出てきた。アスベストによる労災・中皮腫・肺がん・じん肺等の労災認定が相次ぐ中、住友から始まった企業責任追及裁判等を経て、企業内労災上積み補償制度が作られてきた。

この上積み制度は、1997年の住友が最初だが、その後の三菱や石川島播磨、今年に入ってJFE(旧日本鋼管)そして日立造船、川崎重工へと広がってきた。

日立造船については、生存中に全造船日本鋼管分会に加入したNさん、遺族となったKさんの労災上積みについては、神奈川県労働委員会に係争中だったが、2月15日、会社が謝罪し、2,100万円を支払うことで解決した。日立造船は、3月3日に大阪のKさん宅へ、同月18日には川崎の